

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行について

この度、診療報酬改定に伴いこれまで算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症）を主病とする患者様に総合的な治療管理をするため「生活習慣病管理料」を算定させていただくこととなりました。

国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様の署名が必要になりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※移行に伴い、月々の自己負担額が変わります。

<対象となる患者様>

「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病の患者様

<療養計画書>

患者様ごとに療養計画書をお渡しいたします。ご病状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。以前と比較して診察にお時間がかかる場合が想定されます。予めご了承ください。

※当院は患者様の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うことまたはリフィル処方箋を交付することについて可能となっております。